

めくれず

御覽請内閣へ御下付

昭和二十一年三月五日

内閣書記官長

内閣書記官



内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

外

第復員大臣

外

農林大臣

外

松岡外務大臣

内務大臣

内

司法大臣

内

商工大臣

美

小林商工大臣

大藏大臣

大

文部大臣

成

運輸大臣

義

橋本運輸大臣

第一復員大臣

一

厚生大臣

一

輔大臣

石黒

石黒國務大臣

遞信省

省

官

制

法制局

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第九號ノ勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

(起案用紙青四號)

めくられず

朕權密顧問ノ諮詢ヲ經テ逓信省官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣總理大臣

勅令第 號

逓信省官制

第一條 逓信大臣ハ郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命  
保險、郵便年金及此等ノ附帶業務並ニ航空保安ニ關スル事務ヲ管理シ年  
金庫給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入擔當ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通關ニ關スル事務ヲ掌ルノ外所管行政ノ考査ニ關  
スル事務ヲ掌ル

第三條 逓信省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局

中央航空研究所

郵務局

電務局

工務局

電波局

貯金保險局

賣材局

第四條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ連絡調整ニ關スル事項

二 豫算、決算並ニ會計及其ノ監査ニ關スル事項

三 従事員ノ給與、厚生及養成ニ關スル事項

第五條 郵務局ニ於テハ郵便及其ノ附帶業務ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項

めくれず

二 國際電氣通信株式會社ニ關スル事項

第七條 工務局ニ於テハ電氣通信施設ノ建設及保存ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 電波局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電波統制ニ關スル事項

二 電波技術ニ關スル事項

三 標準電波位ニ標準電波施設ノ建設及保存ニ關スル事項

四 無線電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項但シ公衆通信ニ關スル事項ヲ除ク

五 航空保安ニ關スル事項

第九條 貯金保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便爲替、郵便貯金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項

二 簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項

中央航空研究所

三 年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入携渡ニ關スル事項

第十條 資材局ニ於テハ物品ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 國有財産及營繕ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲通信省ニ營繕部ヲ置ク

營繕部ニ部長一人ヲ置ク助任技師ヲ以テ之ニ充ツ通信大臣ノ命ヲ承

ケ事務ヲ掌理ス

第十二條 通信大臣ハ必要ト認ムル地ニ事務所ヲ置キ通信省ノ事務ヲ

分掌セシムルコトヲ得

第十三條 通信省ニ通信監專任一人ヲ置ク助任トス通信大臣ノ命ヲ承

ケ事務ヲ掌理ス

第十四條 通信書記官ハ專任三十二人ヲ以テ定員トス

第十五條 通信省ニ事務官專任百十一人ヲ置ク委任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

めくれず

第十六條 遞信省ニ技師專任百四十六人ヲ置ク奏任トス但シ内四人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ク技術ヲ掌ル

第十七條 遞信省ニ醫官專任四十九人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ク醫務ヲ掌ル

第十八條 遞信省ニ調劑官專任一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第十九條 遞信省ハ專任五千六百六十九人ヲ以テ定ムトス

第二十條 遞信省ニ技師專任六百六十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十一條 遞信省ニ醫官補專任二十二人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス

第二十二條 遞信省ニ調劑官補專任十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第二十三條 遞信省ニ屬補專任四千七百六十六人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第二十四條 遞信省ニ遞信手ヲ置ク判任官ノ待遇トス上官ノ指揮ヲ承ケ事務又ハ技術ニ従事ス  
前項ニ規定スルモノノ外遞信手ニ關スル規程ハ遞信大臣之ヲ定ム

中央航空研究所

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
遞信院官制ハ之ヲ廢止ス  
本令施行ノ際現ニ遞信院職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ遞信省ハ遞信監ニ、遞信院書記官ハ遞信書記官ニ、遞信院事務官ハ遞信省事務官ニ、遞信院航空官及遞信院技師ハ遞信

技師ニ、通信院警官ハ通信省警官ニ、通信院調判官ハ通信省調判官  
ニ、通信院副官ハ通信省副官ニ、通信院技手ハ通信省技手ニ、通信院警官補ハ  
通信省警官補ニ、通信院調判官補ハ通信省調判官補ニ、通信院副官補ハ  
通信省副官補ニ、通信手ハ通信手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノト  
ス

本令施行ノ際現ニ通信院職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラルレ  
ザルトキハ休職ノ條項ノ例ニ依リ通信省職員ニ同官等俸給ヲ以テ任  
ゼラレタルモノトス

中央航空研究所

理由

時局ニ鑑ミ通信行政機構ヲ強化シ内閣所屬部屬タル通信院ヲ一省ニ獨立セシメ新ニ通信省ヲ設置スルノ要アルニ依ル

中央航空研究所

めくれず

御臨見濟内閣へ御下付

昭和三年三月八日御下付

昭和三年三月五日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

第二復興大臣

農林大臣

松本國務大臣

内務大臣

司法大臣

商工大臣

小林國務大臣

大藏大臣

文部大臣

運輸大臣

植橋國務大臣

陸軍大臣

厚生大臣

海陸大臣

石黒國務大臣

各省官制通則中改  
正ノ件

法制局

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト  
認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第九  
號ノ勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢  
相成可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

(起案用紙番四號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ各省官制通則中  
改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
御名 御璽

年 月 日

國務各大臣

勅令第 號

各省官制通則中左ノ通改正ス  
第一條中「及運輸」ヲ「運輸及遞信」ニ改ム  
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

中央航空研究所



理由

時局ニ鑑ミ遞信行政機構ヲ強化シ内閣所屬部局タル遞信院ヲ一省ニ獨立セシメ新ニ遞信省ヲ設置スルノ要アルニ依ル

中央航空研究所

裏面白紙

參照

各省官制通則

明治三十二年十月  
勅令第百五十五號  
（國務大臣  
臣 副大臣）

第一條 本則ハ外務、内務、大藏、司法、文部、厚生、  
農林、商工及運輸ノ各省ニ適用ス

内閣

めくれず

御覽濟内閣、御下付 八月十三日御下付

昭和二十年七月 日 内閣書記官長 内閣書記官

内閣總理大臣 法制局長官

外務大臣	海軍大臣	大東亞大臣	櫻井國務大臣
内務大臣	司法大臣	農商大臣	左近司國務大臣
大藏大臣	文部大臣	軍需大臣	下村國務大臣
陸軍大臣	厚生大臣	運輸大臣	安井國務大臣

別紙内務大臣請議昭和二十年法律第 號  
ニ依リ官吏ノ指定ニ關スル勅令制定ノ件

本  
或

御覽 濟内閣、御下付 八月十三日御下付

日 内閣書記官長 内閣書記官

五

法制局長官



海軍大臣

大東亞大臣

樞密國務大臣

司法大臣

農商大臣

左近國務大臣

文部大臣

軍需大臣

下村國務大臣

厚生大臣

運輸大臣

安井國務大臣

臣請議 昭和二十年法律第

指定ニ關スル勅令制定ノ件

五 五 五 五 五

本件ハ衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律公布ノ日以後公布相成度

同日

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通  
閣議決定セラレ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第三號ノ勅令ナルヲ  
以テ樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和二十年法律第  
號衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ  
關スル法律ニ基キ官吏ヲ定ムルノ件ヲ裁可シ  
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(起案用紙背三ノ二號)

右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通  
シレ可然ト認ム

樞密院官制第六條第三號ノ勅令ナルヲ

ニ御諮詢相成可然ト認ム

令 案

同ノ諮詢ヲ經テ昭和二十年法律第

一〇九號ノ樞密院議員選舉法第十條ノ特例ニ

基キ官吏ヲ定ムルノ件ヲ裁可シ

公布セシム

御 璽

(起案用紙青三ノ二號)

上記空欄ニ衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律ノ番號記入相成度  
法制局

年 月 日

國務各大臣

呈案附箋、通

法  
制  
局

法内ノ十四ノ七ノ一

主任者 地方局大野監理課長

内務省發地第一一二號

昭和二十年法律第

號ニ依リ官吏ノ

指定ニ關スル勅令制定ノ件

昭和二十年法律第

號衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル

ル件ニ依リ官吏ヲ指定スルノ要アルヲ認メ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和二十年七月一日

内務大臣

安

倍

源

基

内閣總理大臣 男爵 鈴木 貫太郎 殿

内務省



勅令第 號

昭和二十年法律第 號

依リ官吏ヲ定ムル

コト左ノ如シ

情報司總裁

情報司次長

情報司情報官

技補院總裁

綜合計畫司長官

綜合計畫司部長

綜合計畫司參事官

通信院總裁

國民義勇隊巡閱

各省參事官

内務省

各省調査官

大藏省參事官

司法省調査官

文部省調査官

大東亞酒造參事官

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

昭和二十年法律第 號

依リ官吏ヲ定ムル

口ト左ノ如シ

情報司總裁

情報司次長

新任又ハ情報司情報官

技術院總裁

綜合計畫司長官

綜合計畫司部長

新任又ハ綜合計畫司參事官

逓信院總裁

國民義勇隊事務局理事長

新任又ハ國民義勇隊事務局理事

新任又ハ外務省調査官

内務省

勸任タル内務省調査官

大藏省參事官

司法省調査官

文部省調査官

大東亞省參事官

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

號

年法律第

號ニ依リ官吏ヲ定ムル

如三

司總裁

司次長

タル情報司情報官

院總裁

司畫司長官

司畫司部長

タル綜合計畫司參事官

院總裁

義勇隊事務局理事長

タル國民義勇隊事務局理事

タル外務省調査官

内務省

タル内務省調査官

省參事官

省調査官

省調査官

並省參事官

附則

公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

上記空欄ニ衆議院議員選舉法第1條ノ特例ニ関スル法律ノ番號記入相成度

法制局

理由

昭和二十年法律第 第衆議院議員選舉法

第十條ノ特例ニ關スル法律ニ基キ衆議院議員ヲシテ

ムレノ要アルニ依ル

内務省

めくれず

理由

昭和二十年法律第

第百九十八号 衆議院議員選挙法

第十條ノ特例ニ關スル件ニ基キ衆議院議員ヲシテ

スルノ要アルニ依ル

内務省

理由

昭和二十年法律第

第百九十八號 衆議院議員選舉法

第十條ノ特例ニ關スル件員ヲシテ相兼スルヲ定

ムルノ要アルニ依ル

内務省

めくれず

理由

昭和二十年法律第 第 衆議院議員選挙法

第十條ノ特例ニ關スルコトヲ得シムル官吏ヲ定

ムルノ要アルニ依ル

内務省

理由 四

十年法律第

第衆議院議員選舉法

條ノ特例ニ關スル法律ノ審議官吏ヲ定

メ要スルニ依ル

内務省

規格 B 4

上記空欄ニ衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律ノ審議官吏ノ相成度  
法制局



大東亞戰爭中衆議院議員、衆議院議員選舉法  
第十條ノ規定ニ拘ラス勅令ヲ以テ定ムル官吏  
ト相兼タルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

衆議院議員選挙法第十條ノ特例ニ  
関スル法律案理由書

大東亞戰爭中衆議院議員選挙法第十條ニ特例  
ヲ設ケ衆議院議員ヲシテ特ニ勅令ヲ以テ指定  
スル官吏ト相兼ヌルコトヲ得シメ以テ適材ヲ  
國政運営ニ活用スルノ途ヲ拓クノ要ナリ是レ  
本案ヲ提出スル所以ナリ

衆議院議員選舉法(抄)

第十條 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除

クノ外在職中議員ト相兼スルコトヲ得ス

一 國務大臣

二 内閣書記官長

三 法制局長官

四 各省政務次官

五 各省參與官

六 內閣總理大臣秘書官

七 各省秘書官

○情報局官制(抄)

第二條 情報局ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁 親任

次長 一人 勅任

情報官 專任二十九人 奏任 内三人ヲ勅任ト

第六條 總裁ハ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 次長ハ總裁ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

第九條 情報官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

○技術院官制(抄)

第三條 技術院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁 親任

第七條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

○総合計畫局官制(抄)

第二條 総合計畫局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

部長 三人 勅任

参事官 專任十五人 奏任 内一人ヲ勅任ト

第六條 長官ハ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第八條 参事官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査及立案並ニ行政考査ニ關スル事務ヲ掌ル

○総合計畫局戰時物價部臨時設置制(抄)

第二條 臨時ニ総合計畫局ニ左ノ職員ヲ置キ戰時物價部ニ屬セシム

部長 一人

○総合計畫局戰災復興部臨時設置制(抄)

第三條 臨時ニ総合計畫局ニ左ノ職員ヲ置キ戰災復興部ニ屬セシム

部長 一人

参事官 專任十五人 内一人ヲ勅任ト

○ 遞信院官制 (抄)

第十條 遞信院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

親任

第十二條 總裁ハ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

○ 國民義勇隊事務官制 (案)

第二條 國民義勇隊事務官ニ左ノ職員ヲ置ク

理事長

勅任

理事

聘任十人

委任

内三人ヲ勅任トシ  
為スルヲ得

第三條 理事長ハ局務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進

退ヲ專行ス

第四條 理事及書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

○ 外務省官制 (抄)

第十一條ノニ 外務省ニ調査官專任大人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

○ 内務部内臨時職員等設置制 (抄)

第八條 所管行政ニ関スル調査ノ事務ニ従事セシムル為内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

調査官

專任一人

勅任

(參考)

○ 内務省官制 (抄)

第十一條ノニ 内務省ニ專任調査官五人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

○ 大藏部内臨時職員設置制 (抄)

第一條 臨時財政經濟處理ニ関スル事務ニ従事セシムル為大藏省ニ左ノ職員ヲ增置ス

參事官

專任二人

勅任

參事官ハ大藏大臣ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル

○ 司法部内臨時職員設置制 (抄)

第四條 所管行政ニ関スル調査ノ事務ニ従事セシムル為司法部ニ左ノ職員ヲ增置ス

調査官

專任一人

勅任

調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

裏面白紙

○文部部内臨時職員設置制(抄)

第六條 所管行政ニ関スル調査ノ事務ニ従事セシムル為ニ文部省

ニ左ノ職員ヲ增置ス

調査官 專任一人 勅任

調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査ヲ掌ル

○大東亞省官制(抄)

第七條 大東亞省ニ參事官專任五人ヲ置ク勅任トス大東

亞大臣ノ命ヲ承ケ調査及審議立案ヲ掌ル



衆議院議員選挙法第十條ノ特例ニ因スル  
法律案提案理由内務大臣説明要旨

現行ノ衆議院議員選挙法第十條ノ規定ニ  
依リマスト衆議院議員、國務大臣、内閣書  
記官長、法制局長官、各省政務次官、參事官  
等特殊ノ官ヲ除キ原則トシテ官吏ト相  
兼スルコトハ出来ナイノテアリマス。併シ作ラ

内務省

大東亞戦争ノ現段階ニ於テ眞ニ一億國民ノ  
總力ヲ結集シ現下ノ危局ヲ突破スル爲ニハ  
廣ク人材ヲ官界ニ招致シ國政運営ニ其ノ  
能力ヲ十分ニ活用スルノ必要ハ大ナルモアリ  
ト存セラルルノテアリマス。仍テ右ノ衆議院  
議員選挙法第十條ニ特例ヲ設ケ大東亞  
戦争中衆議院議員ハ勅令ヲ以テ指定スル

官吏ト相兼スルコトヲ得ルモノト爲シ衆  
議院議員在職ノ儘官界ノニ於テモ其ノ  
識見手腕力量ヲ發揮シ得ルノ途ヲ拓キ  
以テ時局下適材ノ活用ニ遺憾ナキヲ期  
セントスルモノデアリマス。

兼職ヲ認ムル官吏ニ付キマシテハ大体ニ於  
テ(一)單ナル行政事務ニ従事スル事務官吏

内務省

デハナリ主トシテ民間在野ノ知識經驗  
ヲ必要トスル政綱施策ノ樹立策案等ニ  
當ル官ニシテ(二)一面官吏及衆議院議員ト  
シテノ職務ノ遂行カ兩立シ得ルモノヲ勅  
令ヲ以テ指定致シタイト考ヘテ居リ  
マス。

逋信省官制

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ  
付セラレムコトヲ請フ

昭和二十一年三月八日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

内閣

勅令第

號

逓信省官制

第一條 逓信大臣ハ郵便、電氣通信、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帶業務並ニ航空保安ニ關スル事務ヲ管理シ年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入拂渡ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ據グルモノノ外所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條 逓信省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局

郵務局

電務局

工務局

電波局

内閣

貯金保險局

資材局

第四條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ連絡調整ニ關スル事項

二 豫算、決算並ニ會計及其ノ監査ニ關スル事項

三 従事員ノ給與、厚生及養成ニ關スル事項

第五條 郵務局ニ於テハ郵便及其ノ附帶業務ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項

二 國際電氣通信株式會社ニ關スル事項

第七條 工務局ニ於テハ電氣通信施設ノ建設及保存ニ關スル事務ヲ掌ル

掌ル

第八條 電波局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電波統制ニ關スル事項

二 電波技術ニ關スル事項

三 標準電波波竝ニ標準電波施設ノ建設及保存ニ關スル事項

四 無線電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項但シ公衆通信ニ關スル事項ヲ除ク

五 航空保安ニ關スル事項

第九條 貯金保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便爲替、郵便貯金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項

二 簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項

三 年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受入拂渡ニ關スル事項

第十條 資材局ニ於テハ物品ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 國有財産及營繕ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲遞信省ニ營繕部ヲ置ク

營繕部ニ部長一人ヲ置キ勅任技師ヲ以テ之ニ充ツ遞信大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

内閣

第十二條 遞信大臣ハ必要ト認ムル地ニ事務所ヲ置キ遞信省ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十三條 遞信省ニ遞信監專任一人ヲ置ク勅任トス遞信大臣ノ命ヲ承ケ省務ヲ掌理ス

第十四條 遞信書記官ハ專任三十二人ヲ以テ定員トス

第十五條 遞信省ニ事務官專任百十一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十六條 遞信省ニ技師專任百四十六人ヲ置ク奏任トス但シ内四人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十七條 遞信省ニ醫官專任四十九人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得上官ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル

第十八條 遞信省ニ調劑官專任一人ヲ置ク奏任トス他官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第十九條 遞信屬ハ專任五千百六十九人ヲ以テ定員トス

第二十條 遞信省ニ技手專任六百六十四人ヲ當ク判任トス上官ノ指  
揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十一條 遞信省ニ醫官補專任二十二人ヲ當ク判任トス上官ノ指  
揮ヲ承ケ醫務ニ從事ス

第二十二條 遞信省ニ調劑官補專任十四人ヲ當ク判任トス上官ノ指  
揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス

第二十三條 遞信省ニ屬補專任四千七百六人ヲ當ク判任トス上官ノ  
指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十四條 遞信省ニ遞信手ヲ當ク判任官ノ待遇トス上官ノ指揮ヲ  
承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

前項ニ規定スルモノノ外遞信手ニ關スル規程ハ遞信大臣之ヲ定ム  
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
遞信院官制ハ之ヲ廢止ス

内 閣

本令施行ノ際現ニ遞信院職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發ヒラレザル  
トキハ遞信監ハ遞信監ニ、遞信院書記官ハ遞信書記官ニ、遞信院事  
務官ハ遞信省事務官ニ、遞信院航空官及遞信院技師ハ遞信技師ニ、  
遞信院醫官ハ遞信省醫官ニ、遞信院調劑官ハ遞信省調劑官ニ、遞信  
院屬ハ遞信屬ニ、遞信院技手ハ遞信技手ニ、遞信院醫官補ハ遞信省  
醫官補ニ、遞信院調劑官補ハ遞信省調劑官補ニ、遞信院屬補ハ遞信  
屬補ニ、遞信手ハ遞信手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス  
本令施行ノ際現ニ遞信院職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發ヒラ  
レザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ遞信省職員ニ同官等俸給ヲ以  
テ任ゼラレタルモノトス

各省官制通則中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ  
ラレムコトヲ請フ

昭和二十一年三月八日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎

内

閣

裏面白紙

勅令 第 號

各省官制通則中左ノ條改正ス

第一條中「及運輸」ヲ「運輸及遞信」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 閣



裏面白紙

昭和二十年法律第

號衆議院

議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル

法律ニ基キ官吏ヲ定ムルノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

昭和二十年八月十三日

内閣總理大臣男爵鈴木貫太郎



二十年法律第

號衆議院

選舉法第十條ノ特例ニ關スル

ニ基キ官吏ヲ定ムルノ件

上奏シ恭シク

仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

ラ請フ

二十年八月十三日

内閣總理大臣男爵鈴木貫太郎

上記空欄ニ衆議院議員  
選舉法第十條ノ特例ニ關スル  
法律番號記入ノコト

勅令第 號

昭和二十年法律第

號ニ依リ官吏ヲ定ムルコト左ノ如シ

情報局總裁

情報局次長

情報局情報官

技術院總裁

綜合計畫局長官

綜合計畫局部長

綜合計畫局參事官

遞信院總裁

國民義勇隊巡閱

内閣

號

十年法律第 號ニ依リ官吏ヲ定ムルコト左ノ如シ

局總裁

局次長

局情報官

局總裁

計畫局長官

計畫局部長

計畫局參事官

局總裁

局隊巡閱

上記空欄ニハ衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ関スル法律番號記入ノ下

各省參事官

各省調査官

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス